

政 委 第 30 号

平成 22 年 11 月 26 日

防 衛 大 臣

北 澤 俊 美 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する  
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の主要な事務及び事業 の改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（以下「機構」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

### 第1 事務及び事業の見直し

#### 1 法人業務の在り方見直し

機構が行う駐留軍等労働者の労務管理等業務については、支部間の業務効率に格差がみられるなど更なる効率化の余地がある。また、当該業務については、最終的な意思決定は雇用者たる国（防衛省）が、駐留軍等労働者の採否の判断、人事評価などは使用者たる在日米軍が、それぞれ行っていることなどを考慮すると、防衛省と機構において分散処理している現在の業務実施体制が経済的かつ効率的か否か問い直す必要がある。

このため、一層の効率的かつ効果的实施を図る観点から、米軍再編の動向等も踏まえつつ、業務の徹底した効率化を行い、大幅な要員縮減に取り組むものとする。

併せて、現在の業務実施体制をゼロベースで見直し、国自ら実施することを含め、トータルコスト、業務効率等からみて、最適な業務実施体制についての結論を次期中期目標期間のできる限り早期に得て、所要の措置を講ずるものとする。

なお、見直しに当たっては、真に国家公務員でなければならない業務とそれ以外の業務を従来の枠にとらわれることなく厳しく精査するものとする。

#### 2 ほう賞事業の見直し

駐留軍等労働者に対するほう賞事業について、国民への説明責任を果たす観点から、その在り方の見直しを在日米軍等と引き続き協議するものとする。

## 第2 組織面の見直し

機構は、平成20年2月、本部事務所の経費縮減のため、防衛省と未調のまま、横浜市に事務所を移転するとともに、東京都大田区蒲田に事務所（主たる事務所として登記）を設けたところであるが、大田区蒲田の事務所には役員ほか数人の職員が所在するのみという状況にあり、業務運営面からみて非効率となっている。また、防衛省と未調のまま行った本部事務所移転経費が含まれているとの理由から、機構の平成19年度及び20年度の財務諸表については、防衛大臣による承認が得られていない。

このため、早期に本部機能の集約化を図り、業務運営の効率化、法執行の適正化を図るものとする。なお、集約化に当たっては、20年2月に実施した本部事務所移転に伴う経費削減の効果を後退させないようにするものとする。

## 第3 保有資産の見直し

### 1 旧コザ支部の跡地等

支部統合に伴い廃止した旧コザ支部の土地等については、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成22年法律第37号）による改正後の独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に則して国庫納付するものとする。

### 2 支部・分室の見直し

機構の7支部・1分室については、機構が所有する庁舎に入居しているもの（三沢、座間、岩国、佐世保の4支部）と賃貸ビルに入居しているもの（横田、横須賀、沖縄の3支部及び呉分室）があるが、各支部・分室の職員一人当たりの面積に格差がみられる。

このため、保有資産の有効活用等の観点から、各支部・分室について、職員数に比して施設規模が過大ではないか、土地・建物を売却等し、賃貸ビルに入居する方が経費の抑制が図れないか、近傍に所在する防衛事務所庁舎に入居できないかなどを早期に検討、結論を得て、所要の措置を講ずるものとする。

## 第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

## 1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

## 2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

## 3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

## 4 保有資産の見直し等

保有資産については、上記第3に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理

性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

## 5 内部統制の充実・強化

内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

## 6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。